

## 福島県林野史料第 8 巻

### 第 81 節

明治 37 年 11 月 10 日 酒井誠

ロクロ師の製作品に係る調査

会津地方木地挽および信夫郡新井村大字土湯の該当業に係る調査

明治 37 年 10 月 24 日から 11 月 2 日

※この段落は要点のみ抜き書き。

### 要点摘録

1. 会津の木地挽は蒲生氏移封の時より拡張したのですが、それ以前にもその職の存在したことは新編会津風土記（第 82 節参照）に明記されています。

1. その後、天正 18 年蒲生秀郷（第 106 節参照）が近江から移封された時、木地師を率いて来ました。その一人は即ち佐藤和泉守の子孫で新助（後に彦右衛門と改名）という者でしたが、その子孫は耶麻郡吾妻村大字若宮字高森の佐藤嘉吉です。代々木地師頭を務めてきました。

※注：筆者の記憶違い。天正 18 年蒲生氏郷が伊勢から移封。

1. 大沼郡お蔵入り地方の木地挽は二人挽（綱曳とも称す）ですが、土湯の木地師は足踏み（第 107 節参照）に改良しています。一人で同一の製作をこなすのは大いなる改良と言えます。

1. 更に、一大改良を遂げたのは、耶麻郡駒形村の鈴木治三郎（第 110 節参照）の功績です。水車の動力を使ってロクロを動かす事で大いに人力を省いたと言えます。

※注：駒形村→現在の喜多方市塩川町駒形

1. 木地師が特典を受けるのは、ロクロが惟喬親王（これたかしんのう）の御発明であるという伝説が根拠となっています（第 83・95・107 節等参照）。つまり、維新前にはこの恩典に浴していました。

1. 目下の状況は、戦時下の不景気のために廃業して炭焼きに転業した者も多いです（第 95 節参照）。これは、耶麻郡のみならず、お蔵入り地方もまた同じです。

※注：この調査は、日露戦争中に行われている。

1. 大まかに言えば、木地は会津地方に於いては、漆器師の手を経て製品になるものが多く、土湯では、自分達で仕上げて販売するものが多いです。会津は仕事の規模が大きく、一方土湯では大変小規模です。

1. 耶麻郡若宮などでは、斧役（第 95 節参照）杯をその部落に出すことはありませんが、大沼郡尾岐村松坂（第 83 節参照）などでは、男子一人当たり年々金 5 円の斧役というものを出します。これまた、木地師に大変苦痛を感じさせるものです。

※注：斧役（樽木役とも言う）は、江戸時代の労働地代的課税のこと。ここでは、集落の共有地利用に対する負担金の事を指している。後述（83 節）参照。

1. 信夫郡土湯（第 107 節参照）などでは、官有地だけで原料を確保することが出来ませんので、数年後には木地師の後継者が絶えるでしょう。たとえ、頑張って継続する人が一人、二人いたとしても、微々たる産業となることは疑いないでしょう。

## 第 82 節

### 木地挽きに関係の事

新編会津風土記

木地挽きは会津領では少なかったが、天正 18 年に蒲生氏が会津に封ぜられ、近江国慈教寺の勧めにより君ヶ畑から木地頭佐藤和泉守、同新助と木地挽き五人、その他慈教寺の三男了性を連れてきた、了性を城下の木戸千軒道にある本光寺の住職とし、木地挽きは城下の七日町に屋敷地を与え置いた。会津耶麻郡慶山村で始めて木地を挽いたのを初めとして方々へ移りその産業は領内に大いに広まった。そのために、木地挽きは常に三輪に小屋を掛け良木が尽きれば他の山に移り、住所を定めず住まいを移すので飛と呼ばれた。

※注：浄土真宗「慈敬寺（じきょうじ）」のことか？

編者の意見：佐藤和泉が近江国君ヶ畑から来て木地挽業を始めたという一説は誤りである。本編において既に、「木地挽は会津領にて少なかりしを」とある事から見れば、佐藤和泉より前に既にこの業種があったことは疑いない。佐藤和泉が来て以来この業種が拡大したと言うべきである。

## 第 83 節

### 大沼郡尾岐村大字松坂字桑沢小棕綾（鋤？）治の談

字親桑沢は松坂の内下谷ヶ地部落と名付けられています。村役場を西南に 4 里半隔てた博士山の麓にあります。戸数わずかに親 7 戸ですが、木地師でないものはありません。最近の不景気に際して廃業し炭焼きに転業した者が多いです。

松坂の内に 4 部落あり、下谷ヶ地、中在家、中村、入谷ヶ地と言います。桑沢は、初め人家の無い所でしたが、木地挽き営業の者が明治 6 年より来て居住しています。

松坂区長小原林蔵の談によれば、下谷ヶ地部落は戸数 38 戸あって、内木地挽き 11 戸です。その共有山は博士山の西平に山林 60 町歩、東平に山林 90 町歩あります。この山及び 4 部落の共有を合計して 366 町歩 5 反歩の山林は改租の際に官有になったものを明治 16、17 年の□三島県令の時に引き戻しを請願して許可を得たものです。

木地挽きは実に不景気で、炭焼きの利益に及ばないので廃業した者が多いです。しかし、元来近江国が木地師の大本家ですので、旧藩時代には特別の取り扱いを受けていました。古来苗字を公然と称することができない時代に、苗字帯刀御免、小銃一挺を用いる免許を与えられていました。また、蒲生時代には菊の御紋章の付いた提灯を用いたので、領主からは、御紋章付の提灯を用いる免許があったとしても領主が城下に来たときには憚るべきだとの注意があったので、それ以来用いない事になった旨の伝説があります。

凶作年の飢饉には領主が救助米を下賜することがありました。一般人に一日 2 合 5 勺の時には 5 合、3 合の時には 6 合と必ず 2 倍づつを木地挽きに下賜されました。木地師は多く深山に入り水田を所有していないからでしょう。

木地挽きに用いるのは櫟を上等とし、栃がそれに次、ブナも又これに次ぎます。櫟は、

近所の物が尽きて遠方から買わざるをえません。近辺にはブナが多くて、栃もまた追々減少しています。

櫛の盃は 300 枚で金 3 円 50 銭位の価格です。5、6 年前は金 8 円位に上がったけれども、現在では追々下落しました。ブナならば金 1 円 50 銭位に過ぎません。凡そ木盃は 300 枚で 1 挽きと名付け、また、一俵とも言います。櫛の木盃の荒造りは価格 3 円 50 銭ですが、漆器師が塗り上げるとおよそ 20 円以上に至ります。ブナの木盃も、現在は 1 円 50 銭位ですが、塗上がりは 8、9 円に上がるのと同じ事です。

この近所で日々製作しているのは、木杯、吸物椀、平椀などです。器具は綱引き称される物で、一人はカンナを執り、一人は綱を執ってロクロを回転させる仕掛けです。

用材は、伐木後 1 カ年も経過した物が最も良いのですが、資力に乏しい者はそれが出来ません。それ故に、荒削りのまま炉上の火棚に載せて 30 日位乾かし、次に棚から下ろして 10 日間ほど置いて製作します。伐木後年月を経たものを最も良しとしますが、ブナは乾きやすい物なので炉上に 3 日も上げれば製作することが出来るのです。

今から 5、6 年前の話ですが、会津地方では毎年凡そ 5 万円分の漆液を産出するといわれています。

木地挽きの中で優れた製品を出荷する者は、私も屈指の一人ですが、南会津郡田島大字水無の小椋春吉、大額郡東川村大字九々明の小椋平七などの名が挙げられるでしょう。

木地挽きを業とする者は、鍛工を兼ねないわけにはいきません。ノミ・カンナ等の損傷した時それを修復するためです。

若松市七日町内後ノ分の豆腐屋某が発明したということですが、木地の用材を大釜で煎じると火棚で乾かしたものと効用が同じになるとのことだったので、私も近年この

方法を採用しました。

編者の意見：用材を大釜で煎じるのは豆腐屋の発明ではなく、別項記録の通り、工業学校教師谷川豊蔵の話にも、紀州では古来から釜で煎じたものだという事です。

木地の用材は共有山より伐採するために未だ不自由を感じませんが、ここで最も困難なのは、博士山の共有山林 150 町歩（実地測量すれば、その反別の増加は必定でしょう）は、38 戸の共同に付き、その中の木地挽き 11 戸は斧役と称して男子 18 歳より 60 歳までは金 5 円、15 歳から 17 歳までは金 2 円 50 銭を残りの共同仲間に出さざるをえません。維新前には諸役御免とされていて税金等も無かったのですが、県税施行後は職工税を納めるにも、1 期の納め高が 50 銭か 60 銭に過ぎません。しかし、最近のように不景気を極め木地挽きも次第に炭焼きに転業する事態に至ると、斧役の金 5 円はすこぶる過剰負担の感が無いとは言えません。しかしながら、仲間の協議なので避けることが出来ません。もっとも、この村のように 1 年 5 円の村は他に無いでしょう。

私は、明治 35 年若松市の漆器師谷半兵衛の注文によって 36 枚 1 組の木杯を作りました。注文主は千葉県川口新之丞であると聞いています。

下の盃は直径 1 尺 5 寸で上は 2 寸 8 分、およそ 5 升が入ります。その高さは 2 尺 7 寸になりました。初めの注文は 2 尺 5 寸でしたが、この比率に数十日間苦心惨憺して仕上げましたが、2 寸高く出来上がってしまいました。金 17 円で渡しましたが、漆で塗り上げた後にはおよそ 100 円以上になったかと思われます。36 枚で 5 斗を入れるにたるものです。

※注：段落中後出の「5 斗」はおそらく「5 升」の書き間違いと思われる。

## 木地挽きのある村々

木地挽きに係わる旧記を多く所蔵しているのは、南会津郡大字系沢の小椋長一です。

当地の小椋廣治とは従兄弟の間柄なので、道家の旧記も貸与して置いていますとのことです。

### 南会津郡

田島町大字栗生沢字滝沢、大字水無字渡沢

旭田村大字野際新田、大字澳田字坂ノ下

二川村大字高隣字城ノ入山

桧沢村大字静川字黒沢入、大字針生字箕輪

荒海村大字系沢字新駅、大字滝ノ原字中山

舘岩村大字森戸字保城

大宮村大字入小屋字戸板山

布沢村大字布沢字木地

南会津郡の木地挽き中には、元禄、明和、天明の頃飛騨の国より来住した者が創業に係わったと伝えられていますが、未だに年月の確定説は聞きません。

### 大沼郡

尾岐村大字宮川字松倉、大字松坂字桑沢字土倉、東尾岐村字大平

中ノ川村大字琵琶首字下平

東川村大字四ッ谷字魚留、大字九々明

三谷村大字間方字大沢

大芦村大字大芦、大字雨原、大字小野川字旅人屋字中沢

大沼郡役所の調べに下記の数節があります。

1. 尾岐村の木地職は今より 50 年（明治 36 年より）南会津郡布沢及び本郡野尻村などから移住したものから始まっている

1. 三谷村は文化年中に信州飯田領並合村小ノ川村から転住したことに始まる。その後、嘉永年間に東川村大字大成沢から転居したものから始まっている

1. 大芦村は寛永年間、会津左中将の家臣田中某が主命を帯び富国策として、米沢板屋から木地挽きを召し寄せ湯ノ入（現今の北会津郡東山村地内）に於いて一の産業を興したのが始まりである。

その後、寛永 5 年 2 月大字小野川、寛延 2 年 2 月大字大芦、文政 6 年 3 月大字雨谷等に移住して開いた。

以上は、大沼郡役所の調べです。以下、小椋綾治の談を記します。

河沼郡下谷村黒沢部落に一戸がありましたが、今は耶麻郡に転住したそうで郡内に木地挽きは一戸もないように聞いています。

私の木地製造品は、若松市の漆器師白木屋高瀬喜左衛門と約束して売り渡すものとしています。それなので、他邦に出したことはありません。

木杯は、一挽き 300 枚、吸物椀は一挽き 120 人前（蓋共に 240 枚です）になりますが、木地挽きの仕事は 25 銭以内の収入のみです。少しの畑があって野菜を作っていますが、水田はありません。それで、一昨年（35 年中）は凶作にあって非常に困難に陥りましたが、幸いに辛うじて生活をやり遂げることが出来ました。

## 宗門

宗門は必ず禅宗でなければなりません。（そうでなければ）近江国の金龍寺の制裁を受



けるからです。

※金龍寺は滋賀県東近江市君ヶ畑町にある曹洞宗の寺院。木地師の祖とされる惟喬親王が出家して開基と伝えられ、高松御所とも呼ばれる。後に、曹洞禅刹として再興された。大皇器地祖神社（おおきみきちそじんじゃ・白川神祇伯家の系統）の別当寺であったことから、君ヶ畑系の氏子狩帳が保管されている

## 祭神

ロクロ師の細工は文徳天皇の皇子惟喬親王が発明されたので、木地挽のいる所には皆、小社を建てて祭祀していないところはありません。

尚、画像が一軸あって、ロクロを使う姿を描いたものですが、下記のように記されています。

左大臣大蔵卿惟仲 民部卿頼定

惟喬親王 信濃守藤原久長 ロクロヲ使フ 伯耆守小椋光吉

右大臣小椋卿実秀 堀川中納言 藤原定勝

大沼郡尾俣村大字松坂小椋廣治蔵書

近江州愛智郡小椋庄

筒井轡轡師職改之事

四品小野宮祢製作■織

相務之由神妙也諸国令

山入之旨西檜權立裡京者

馳之蹄通裡被免許畢

者天氣戸頃候仍而執違如件

左 大 承

承平元歳

寅十一月八日

- ※ 愛知郡小椋庄とは滋賀県神崎郡永源寺町の愛知（えち）川上流に沿う溪谷一帯(旧、愛知郡東小椋村)の地名。蛭谷、君ヶ畑一帯が含まれる。
- ※ 承平元年は西暦 931 年。将門の乱が起きたころである。

## 第 114 節

### 漆器原料木地機械経歴取調書

#### 1.鈴木治三郎の経歴

木地挽き業において一大改良を加えたのは、明治 33 年 5 月 10 日本県知事より木杯の賞与（第 69 節参照）がありましたので、そこから全体を十分推察できるでしょう。

なお、下記の経歴取り調べ書を一度閲覧すれば、創業以来の惨憺な経緯と資産を費やした事情をつまびらかに出来るでしょう。

明治 35 年 6 月 30 日河村書記官地方巡回の途中、柴田属、齋藤市長、美濃郡？郡書記を従え私立会津木地伝習所を巡視なさいました。すなわち、旋盤機械運転の実況を視察してそれが有益であることを認められ、産業振興に大いに関係があるとして、本業（鈴木式すり型ロクロ）の開発経緯を調べ報告すべきだと教示なさいました。それで、ここに、当初から今日に至る経由の概略を下記のように書き綴りました。

#### 1.木地改良及び製造に従事する趣旨

そもそも工業の改良進歩は富国の主因であることは言を待ちません。而して漆器業のような産業は古来から本邦特得の得意技であり、つとに名声を海外に博しており、外は輸出品として国益を進め、内は必需品としてその需用もおびただしいので、実に漆器業の盛衰は国家経済上に大きな関連を有するものと言えます。しかしながら、すべての事業が日進月歩の今日において、漆器業のようなものも又、改良の方法を講じないと競争市場に立って技能で評価を博する事が出来ません。今や漆器について改良を加えるべき点はもとより尽力しなければなりません。なかでも、最も急務なのは漆器の要素である木地の改良方法です。すなわち、従来の木地製造法というのは第一の問題点はロクロが綱引き工人によるもので、それゆえに時間と労力とを要する事が多

くなります。第二の問題は手練挽きによるので多年の経験を積んだ職工でなければ良製のものを作れません。第三の問題は、完全に手作業に基づくために、仮に熟練の職工であっても、到底、製品の形が全て均一に整う事は望めません。若し、この三大欠点に改良を加えその製品を完璧にする事が出来たなら、漆器業上に至大の発達を促す事が出来ることは疑いありません。私は以前からこのように見てきましたので、長い間一心に考え計画してきましたが、明治 37 年に初めて意見を発表しまして、趣旨を公表しました。しかしながら当時の同志の人で第一段階の水力機械を発明して木地製造上において従来の欠点を補うべき端緒を開いた人がいたとはいえ、改良木地を簡単に製造するという点においては、まだ残念な点がありました。私は更に歳を重ねて計画し、地方の同業者の力添えを求め、百苦辛酸を舐めましたが、その努力は無駄ではなく簡易な改良機械となって現れ、木地製造上優に従来の欠点を補うに足るべきものが出来たと信じます。

※「榛（木地）挽伝習所」は東山村石山工場のこと。現在の東山町石山にあったと思われる。

※ 「明治 37 年」は「明治 27 年」の表記ミスか？

## 2.事業に従事したる経歴

明治 27 年若松町において、山浦福松他 3 名が漆器改良のために木地製造機械を考案し、木製の模型が出来たので私に視察してくれとの知らせを貰いました。それで、1 月 15 日若松町に出かけて上記の製造中という機械を一覧しますと、木地製造に適切なものだと思います。しかし、私が考案したものといささか異なる点があるので、この機械の欠点を補うべきであると言ったところ、互いに意気投合しました。

### 3.若松発起者資金の欠乏

山浦福松にはもとより資産がありませんでしたので、他の3名がこれまで費用を支出していましたが、最早、出資の道が無くなり、若松漆器同業者と交渉して塗職遠藤宇平他数氏から応分の寄付を受けましたが、これまた足りなくなりました。

### 4.若松発起者より同盟の請求

5月5日を以て、私に同盟の請求がありました。私は、若松に出て、山浦他3名と会いました。ここに、彼ら4名と私と、他に鈴木善次郎、松下倂吉の7名で同盟を約束し、資金は私と鈴木善次郎、松下倂吉の3名が出資し、特許出願することを決議しました。そうして、同月20日に山浦福松を上京させて東京市深堀芳樹氏に特許の出願代理の件を依頼しました。

(願書と明細書は省略します)

※「同盟」は共同創業者のような意味合いと思われる。

### 5.県庁の漆器奨励

かねて、本県庁は漆器奨励のために日本漆工会員を招聘して同年12月3日若松町において漆器業の講話会を開かれました。すなわち、柴田令哉、荒木真弓の両氏が出張されました。その節、機械をお見せして運転方法を説明しましたところ、両氏ともしきりにお褒めになって、これが成功するよう励まされて、功を奏するのは容易なことではありません、必ず4、5年以上は掛かるでしょうと仰いました。私共は、増々志を得て奮起努力しこの仕事に従事しました。

### 6.特許出願に係る請願

出願した専売特許の件、やや許可相なるべき旨に接しこの際左の請願書を差し出しました。

請願書

願書順号 第 8416 号

願書名称 旋盤

右願ニ関スル特許證の義は福島縣北會津郡若松町大字新横町四番地平民砂糖商松下  
倅？吉ト連名ニテ御下附相成度此段奉願候也

福島縣北會津郡若松町大字千石町十五番地

明治二十八年二月四日

發明者 山浦福松

東京都京橋区惣十郎町一番地

代人 深堀芳樹

農商務省特許局長 柳谷謙太郎殿

## 7.特許証下付

農商務省より下付された特許証は下記の通りです（明細書は省略）。

第二四七三号

特許證

福島縣會津郡若松町大字千石町十五番地

士族雜業 山浦福松

旋盤

福島縣會津郡若松町大字新横町四十番地

本證附属明細書ノ請求区域ニ對シ特許條例ニ據リ右記名ノ者二十五年間特許ヲ與フル  
モノ也

明治二十八年二月十六日

農商務大臣子爵榎本武揚

農商務省特許局長柳谷謙太郎

## 8.木製の旋盤を鉄製に換造

木製旋盤では上手くいかない点がありまして、むしろ鉄製の利点に及ぶものがないことが判りました。更に、鉄製に改めることにより、その費用がすこぶる嵩みます。また、山浦福松が特許の名義を得たのは彼が発明者だからですが、彼は実際のところ資力に乏しいので、しばしば金銭を補給して来ましたが、今なお名義を保持することが難しい状態ですので、改めて金 200 円を与え名義を鈴木善次郎に変えさせました。このように、事業がまだ発展しない時期に、費用がおびただしく掛かるので経済上すこぶる困難を感じたものでした。

## 9.軽便旋盤の考案

山浦福松の考案した機械は木製ではだめなのが判り、鉄製に改めるのに多額の費用を要しました。それなので、同盟者からは出資が途絶え、加えて、これまでの費用はこごとく皆、私と松下、鈴木善次郎の 3 名の出資で、他は借り入れで支払いをしてきました。成功がまだまだなのに今日では 1 割以上高利の金を買い入れる状態に至りました。松下は商売の失敗で家産を売却するという非常に困難に立ち至りました。かたがた、同盟者も追々脱盟して、今は、私と鈴木善次郎のみとなってしまいました。それなので、これまで機械製造の費用がかさみ到底収支が償えない状態に立ち至りました。更に軽便な機械を案出して私の名義で特許出願することを両名の間で約束しました。

## 10.再び特許を出願する。

既に軽便な機械を案出しているので、再び深堀芳樹氏に代願を依頼し、同年 5 月出願しました。後に出願中の機会を製造してこれを試験しましたところ、その成績はすこぶる良好でした。(本願特許の許可は明治 30 年 6 月 28 日。後述)

## 11.前田正名氏の演説

同年 9 月 18 日に、前田正名氏が若松に来られて若松座において実業奨励に関する演説をされました。私もまた、聴講して大いに感じる所がありました。特別に旅館を訪問して漆器改良の事から旋盤利用の話に及びました。前田氏は大いにこれを褒めて、事業を奨励なさいました。氏は、地方産物の知識技術の為に計画実現される所が多くありました。

※前田 正名（まえだ まさな）1850 年 - 1921 年。明治期の官僚。殖産興業政策の中心人物。勸業博覧会とも関連が深い。明治 20 年代に福島県において度々視察や講演会をした。

## 12.第一工場の設立

同年同月 21 日、南会津郡舘岩村木地挽き高い弥平次が旋盤機械の視察のために若松に来ました。彼に対して機械を見せて使用法を説明しました。彼は感じる所があつて同村に工場設立することを希望し、適当な地所をその敷地に充てましようと言いました。その後、翌 10 月 13 日に同盟者根本大三郎を該当地に派遣し、実地を査察させました。21 日に高井氏一同は町に戻り工場に適している旨を報告しました。ここにおいて、25 日についに工場設立の事を約束して直ちにその工事に着手しました。そうして、翌 29 年 2 月 25 日に至って完全に落成を発表しました。

## 13.第一工場試験運転

明治 29 年 3 月 19 日試運転を行って下記の通り県知事に報告しました。

### 改良機械木地試験挽報告書

私儀、かねて会津特有の産物である漆器丸物木地改良の方法について数年来苦心して参りましたが、積年の困苦の結果、水力を利用した機械で製造することを考案しました。既に昨年 10 月に南会津郡舘岩村大字熨斗戸字矢竹において製造所建設に着手し、



本年 2 月に至って完全に落成しましたので、試験挽きの精製品加賀丸 2 個を添えて、この通り報告申し上げます。

耶麻郡駒形村大字窪一番地

鈴木治三郎

明治 29 年 3 月 19 日

福島県知事 原保太郎殿

(上の報告書に改良木地説明書を添付しました。ここには省略)

※「加賀丸」は吸物椀の典型的な形の一つ。古代形に丸みを付けたような形。

### 15.村長副申

改良機械木地試験挽き報告書の件につき副申します。当地方の木地につきましては、寛政年間から本村大字森戸字保城坪の住民特有の産物としてきたものですが、綱引入式ロクロなので製品が均一ではなく発注者の苦情を免れる事が出来ない点が残念でした。

昨年 10 月より、耶麻郡駒形村の鈴木治三郎が、本村大字熨斗戸字矢竹において水車機械を据え付け、目下試験挽をいたしております。この製造法による加賀丸 2 個を本郡役所及び本県庁へ各 2 個ずつ縦覧に供したい旨を本人から申出がありましたので、現品を添えて、この件を副申申し上げます。

明治 29 年 3 月 20 日 南会津郡舘岩村長 星方三郎

福島県知事 原保太郎殿

※ 副申とは、官庁などの機関において申請書類に副えて提出される参考意見などを記した書類を指す。

## 16.郡長の副申

改良機械本地試験挽報告書と題するものが、鈴木治三郎から提出されましたが、これは、従来の手引きを改良して水力を利用した機械で製造するもので、様相は同じではありません。また、大いに人手を省き漆器改良上に助けになることはもちろん、本人の長年の考案により、大いに見るべきものと考えますので、今般、進 209 号を以て当該報告書及び進達致しますので、しかるべくお取り扱い下さいますよう、この点申し上げます。明治 29 年 3 月 7 日

南会津郡長 柴太一郎

内務部長

福島県書記官 尾越悌輔殿

追って本地現品は直接本人より県庁宛に送付するはずですので、ご承知おきくださいます様申し添えます。

## 17.県庁の質問

進第 209 号により鈴木治三郎が考案した水力機械で製造した挽物報告書を進達いたしておりましたが、該当品と説明書を鈴木治三郎が送ってきました。しかしながら、改良挽きは従来挽きに比べて職工 3 人分の利益があるなどの事ですが、日数の事などは記載がありません。また、従来の分は荒挽きのようで、改良挽きの分は仕上げをしたように見えてましたが、改良挽きは直ちにこのように出来上がるものか、その辺の違いを知りたいと思います。どちらにしても、双方の方法を対等の物で、日数、工人手間の比較、制作の難易度、品質の良否など、お手数ながら尚一応調べて報告返答頂きたくこの点照会いたします。

29 年 4 月 15 日

郡長宛

## 18.県庁の質問に対する答申

改良木地試験挽報告説明書についてご質問がありましたので再申書いたします。

1. 日数及び工人手間の比較につきまして、初めの説明書に職工 3 人の利益があると記載しました理由。

従来挽きと改良挽きとは、壺腕で比較しました。(壺腕は大小の区別が有りますが、並物です。縦覧いただきました加賀丸形吸腕のようなものは 120 人前 240 個で 1 挽きと称します)

従来挽きは綱引き 1 人カンナ取 1 人の 2 人で 1 日 1 挽きを製造できる者を平均的な職工としています。

改良挽きは水力を利用するので綱引き役が必要ありません。カンナ取 1 人で 1 日 1 挽きが製造できます。従いまして、従来挽きと比較して改良挽きは 1 人手間を減らします。

従来挽きは、ロクロを綱引きで動かしますので、回転・反回転の両巡りになります。

戻り回転の部分は手間を空費します。しかも、引界でこぼこを免れません。塗下に仕上げるには木削という工程が必要で 1 挽に 3 人手間を要します。

改良挽きは水力を利用するため一方回転で、空転がありません。それゆえ、回転数が倍になります。そのため均した挽目が細やかになるので、塗下に仕上げるには木削げ 1 人手間ですぐにできます。従来挽きより改良挽きは木削の手間を比べると 2 人を減らす事が出来ます。挽き方及び木削の両点で合計 3 人手間を減らせる理由です。

※ 「木削」はキソゲ、キソギ、キサギ等と呼ばれ、表面の凸凹を削って滑らかにする作業のこと。使用する刃物の名称でもある。綱引き、足踏みなどの反転式ロクロの場合、戻り回転でカナ傷が付いてしまうので、この作業の手間が多くなる（長谷川副理事長談）

金属加工で使われる用語「きさげ」もここから派生したものか？

## 1.作業の難易

従来挽きは綱引き人を要する工程だったので、貴重な人力を費やしていた点が一つの難点でした。更に一つは、手挽きの熟練に頼るために、普通仕事が出来ようになる為に2年あるいは3年の修行をせざるをえません。これが第二の難点です。

改良挽きは、水力利用と挽形の利用で簡単になるというのが理由です。（牛筆で直線を描こうとすれば多少の曲がりを免れませんが、鉛筆などを用いてこれを描けば、その直線の早いことは熟練の比ではありません）

※ 牛筆とは、水牛の毛で作られた柔らかな太筆のこと。

## 1.品質の良否

始めの報告に添えた従来挽きの比較品は手挽きなので、いかに熟練した職工でも形が均一にできません。ご覧に入れた改良挽き製品は、外側は木削をしていますが、内側は挽放しのままです。非熟練工でも機械の特質によって形が均一です。

良否の比較については、ご点検いただければそれなりの差があることは、治三郎がご説明しなくても明瞭です。

以上ご質問に対して再申いたします。

福島県耶麻郡駒形村大字窪

明治 29 年 6 月 13 日 鈴木治三郎

福島県知事 原保太郎殿

## 19.旧式木地職の苦情

既に館岩村に工場を設置して着々と推進しようとした時に思いがけず、荒海村立岩村の旧来の某木地挽きなどが本郡及び大沼郡各地の同職を結集して、新式改良法に対する苦情を醸し出しました。これは、旋盤機械が便利な機械であることから、かえって自分の家業が衰退するので、旧式木地職の妨害になるものだと誤認したことによります。それなので、柴郡長、星村長などが大変このことを憂慮して、旧木地職を郡役所に招いて懇切丁寧に説得されました。また、私もお供しましたが、星村長は自ら各木地職所在地に出張し懇切に説得して、ついに荒海村大字新駅の小椋十郎次他 4 名及び同郡館岩村大字森戸字保城坪の小椋善七他 17 名から下記の証明書を集めることができました。

貴殿は、昨年 10 月以降本郡館岩村大字熨斗戸字矢竹に水車機械を据え付けて木地製造場を設置されました。この機械が従来の木地職の妨害になるものだと誤認して、貴殿の工場の職工の雇い入れを拒みましたが、この度貴殿がわざわざ本村にお越しになり、機械設置の目的を詳細に説明されたので、一同はここに始めて有益な機械であることと、従来の木地職に対して少しも妨害するものではないことを了解しました。ついては、今後職工雇い入れはもちろん、そのほか何事に限らず貴殿の随意に操業されましても、いささかも苦情はありません。よって、以上の通りこれまでの葛藤を水に流す証明書一札といたします。

南会津郡荒海村大字新駅

明治 29 年 5 月 28 日 小椋十郎次

同 小椋源八

同 小椋三四郎

同 小椋長一

同 渡辺千代吉

鈴木治三郎殿（保城から出した分は同文なので省略しました）

このように疑念が氷解したので、各方部の木地職もしたがって了解し、葛藤もやや消滅に至りました。ところが一難去ってまた一難が来ました。すなわち、前記の苦情を申し立てた人たちはすべて、妨害ではないことは了解したものの、なお、忌み嫌う考え方が止まらず、そのために私の工場の雇入れとなることを一切拒絶する約束をしました。そのため、一人として雇上げに応ずる者がありませんでした。ここに至り、とみに不便を感じ、また他に方策がありませんでした。それで、更に方針を転じ、耶麻郡檜原村の旧式木地職の某等と相談して同村から 6 戸人員 12 名を雇入れ向上に従事させました。

## 20.若松漆器組合惣代旋盤視察

高瀬栄作他 3 名が 7 月 20 日に館岩村工場に来て機械の構造使用法及び製造品などを詳細に視察して一泊して帰りました。

## 21.高井弥平次と解約

先に館岩工場を設置したのは高井弥平次の希望に応じたものでした。しかし、彼には種々の陰謀がありました。すなわち新式工場に従事しているものの、その実、水力のみを利用してかえって旧式の製造を奨励しようとする考えを含んでおり、暗に新式を妨害しようとする形跡がありました。よって、彼との解約が止むを得ない状況となりました。すなわち、8 月 15 日を以て、ついに解約しました。

## 22.若松漆器組合と交渉を開く

漆器業組合惣代高瀬栄作他 4 名と結社の相談をしましたが、実現しませんでした。結

局、製造品の売買を約束し、現品取引は翌年三月某日を期して、約定金として 450 円を組合に代わり高瀬喜左衛門、鈴木利兵衛、鈴木久助の 3 氏で立替、前記の金の担保には私の田畑を差し入れました。

### 23. 館岩工場の損失

先に檜原村より雇入れた職工は新式機械に従事することは今が初めてでしたので、その為、予定通り日課の業務を進めることが出来ませんでした。移転料及び日計の費用等が多分に貸越になりました。また一方では、現地の気候を知らなかったのも、雪中での水路の予防が不完全だったため、12 月に至り水車が凍結して機会を運転することが出来なくなりました。ついに、翌年 3 月迄休業しました。この損害は多額でした。これに加え、先に若松漆器組合と売約した木地引取り時期の 3 月になって、一般木地相場が下落して苦情が出で、ついに破約になりました。これらの損害もまた私共の負担となりました。

### 24. 南会津地方より職工を雇い入れる

29 年 10 月に至り館岩村、その他やり 7 戸男女 20 名を雇い入れ、追々に職工の充足もできましたので、檜原村に第二工場を設置し、同村から雇い入れた職工は第二工場へ移すのが得策であると考え、翌年雪解けを待って檜原村へ第二工場を設置することに決め、着々と準備を進めるまでに至りました。

### 原料の欠乏

既に、檜原村に第二工場を設置しようとした時に一つの困難がありました。つまり、原料の欠乏です。古来、藩政は国産に重点を置いて漆器業を奨励してきた結果、木地職のために特典を設け種々の特権を与えられているのが当たり前でした。すなわち、官民林の区別なく自由伐採を許されていたこと、あるいは、米、金を給付して職業を

奨励していたこと、あるいは、苗字を許し、あるいは、城下に屋敷地を貰えたこと等、その保護は一際なものでした。それなので、至る所便利な場所に住居を持ち、原料が乏しいことは絶えてありませんでした。それなのに、維新以来、森林は官有民有の二つに分かれ、木地挽きなどの特典はすべて水泡に帰しましたので、今や、原料の欠乏が問題になる状態に至りました。これも、時世の変遷に伴うもので、また、やむを得ない状況です。

## 26.官林選抜払下げ請願の方針

官林選抜払下げなどについては一般人の事業ではないので、成就しないだろうと思い、先に、前田正名が来若された節に若松に五二会支部されました。北会津郡長松本時正氏が支部長です。それで、議会に請願する案を起草し、五二会支部長松本氏訪ねて、漆器原料欠乏の結果は同業の興廃に関係することなので、地方産物のためにこの請願に一層尽力をお願いしたいと申し上げたところ、同氏は、これに応じてくださいませんでした。また、議会開会期には日にちに余裕がないとのことで、もって行き場がなく終わりました。

※ 五二会は前田正名と京都の内貴甚三郎・中村栄助・能川登らを中心に、明治27（1894）年4月に結成されました。「五二」の「五」は織物・陶磁器・漆器・銅器・製紙を、「二」は彫刻・敷物を指します。「五二会」とは、これらの伝統的な輸出工芸品七業者の団体です。五二会は全国各地の産物を一堂に会し、それらの高品質化・生産強化を図るための大規模な品評会でした。

第二工場設置に着手しました。5月19日檜原村に出向し木地工場設置のことを交渉しましたが、本村ではさらに応じる人がありませんでした。同村の字金山（戸数13戸、人員30余人）の志がある者と相談して、ついに工場を新設することを約束しました。



直ちに新築に着手しました。(この工場で製造した品は喜多方町を販路としました) ですので、喜多方町漆器同業組合と同盟することが必要であると考え、同組合と数十回の交渉をしましたが成立しませんでした。終いに、第二工場に対し応分の寄贈金をいただいて将来の親密な売買を約束しました。

## 27.旋盤特許証下付

かつて出願中の旋盤、下記の写しの通り特許証を下付されました。

第 3913 号

特許証

福島縣耶麻郡駒形村大字窪 1 番地

平民農

旋盤

鈴木治三郎

本證附属明細書ノ請求区域ニ對シ特許條例ニ據リ右記名ノ者二十五年間特許ヲ與フルモノナリ

明治 30 年 農商務大臣伯爵大隈重信

6 月 28 日 農商務省特許局長柳谷謙太郎

(明細書は省略)

## 28.第二檜原工場落成

9 月 13 日第二工場が落成し、機械運転式に喜多方町の漆器同業者を招待しました。

来会者は数十名でしたが、檜原本村の旧式木地職工を招待したものの、反対の意思を表明し、参加する者はありませんでした。

## 29.檜原本村旧式の木地職新式に反対

第一館岩工場に先に同村より雇い入れた職工某々等と呼ばれし第二工場に雇い入れる

よう計画しましたが、これに応じませんでした。その原因は、第一工場にて機械に従事することは、既に屈指の腕になっているという事なので、第二工場の教師として過分の給料を得る事が出来るという彼らの考えでしたが、私は承諾することが出来ませんでした。それゆえ、彼らは旋盤機械はダメだと言って他の人の入場を妨げました。これが反対の原因です。この話にそそのかされた職工は、あたかも、かつて南会津で新式に反対した人々の誤解と変わりありません。今や工場が落成したのに職工の雇い入れに応じる者がありませんでした。ここに至って、私は当惑し事業を中断する外に方法がなくなりました。それで、10月5日に石澤耶麻郡長に新式旋盤機械と旧式木地機械の比較実地検査をお願いしました。

### 30.石澤郡長檜原村出張

12月5日、常にない降雪にもかかわらず、郡長は第二工場へ出張して旋盤機械を実地検査されました。また、旧式の実情もご覧になり、比較の上、新式は旧式より優れたものであると認められました。そして、同村の主だった者を旅宿へ呼び集めてねんごろに彼らの誤解にたいして説諭されました。ここにおいて一同の苦情が解け、私の雇い入れに応じることを承知しました。(当初、従来方式の職人の中で新式に反対せずに、工場設置の事に力を入れたものは遠藤小太郎ただ一人でした。) これは、ひとえに石澤耶麻郡長の説諭の結果です。

### 31.第三工場の設置

喜多方町の北見八郎、熊倉村の中川源八他、早稲澤の有志の者の発起によって同地に第三工場を設置しました。前に第二工場設置に際し紛議を生じたので石澤耶麻郡長が出張してこの産業の為にねんごろに説諭された結果、ここに第二工場の設置をこいねがう事に至りました。3月10日に建築に着手した後、10月に完全に落成しました。

※第二工場の設置をこいねがう→第三工場の書き間違いか？

### 32.京都共進会

全国漆器漆共進会の京都開催に付き、木地出品を出願し、また、旋盤機械は参考として出品を出願しました。すなわち、機械を携帯して4月16日若松を出発し、同20日に京都に到着しました。翌21日に会場において本県委員渡部属氏に面会し参考品として機会を出品することを要求しました。渡部属氏は、旋盤機械の出品は不可であると告げました。私は、不可の理由を尋ねました。若松漆器同業出品総代及び評議員某々等の拒否があったためでした。その理由は、この機械を他県に販売すれば会津漆器と他県との競争上、非常に会津の妨害になることは必然の事だからでした。次三郎は会津漆器の改良を名目としながら、かえって他県の強敵が求める機械を考案したので、漆器同業の為に出品を見合わすべき旨を説明されました。私は、各県漆器業者から、この機械についての色々照会があったのですが、書面の往復のみでは詳細が分からないので、今回共進会に出品する参考品を実際に視てくださいと回答していましたので、是非とも出品の手続きに尽力して頂きたいと述べました。ところが、図らずも、山田本県知事から、地方同業者の為に強いて出品を見合わすべきであるとの説得を受けました。私は、若松漆器組合とは数年前から数々交渉をしたのに成立しなかった以上は、他県の同業者との交渉を止められませんかと答えました。しかし、山田知事は（京都府書記官より本県に栄転される赴任前でした）これまでの事情は知らないけれども、赴任したならば、実地検分して漆器改良法は充分保護すべきとするので、ともかく、今度の出品は曲げて見合わせるべきであると強く説得されました。それで、遺憾ながら知事の説得には背きがたく、折角のお論なので出品は見合わせますと答えました。

### 33.和歌山県黒江漆器の視察

5月8日京都を出発するに際して、和歌山県属の島崎氏が黒江漆器指圧の便宜のために、同業組合長の浦島某へ宛てた添え書きを与えてくださいました。同日黒江に着きました。翌日、同業組合の案内で各専門家の工場を親しく視察しました。ところで、黒江町に漆器仕入店を持っている伊予桜井町の横田伊三郎という人を訪問しました。幸い在店されていました（同氏とは数年来旋盤の件について交渉をし、既に漆器視察として来若したことがあります）。面会して、旋盤機械を桜井町に設置することを約束しました。私は、幸に京都共進会に参考品として持参した機械があるので、帰京したらすぐにお送りしますと答えました。

※県属とは、県の事務を取り扱う吏員のこと。現在の地方公共団体の職員に当る

### 34.若松漆器組合総代等再度の苦情

和歌山県黒江の視察を終えて10日に帰京しました。横田伊三郎氏に約束した旋盤機械の送付を手配し、翌11日に福島県に戻ろうとしましたところ、若松組合は又も機械の送付を拒みました。それで再度争いとなり（この時は山田知事は赴任の後でした）渡部属氏の扱いで今回だけは共進会出品を桜井町に送付することは見合わせ、ひとまず県に戻って山田知事の処分を待つのが得策であると説得されました。ここにおいて、以前から抱いていた他県に拡張しようとする考えが挫折し、加えて横田氏との約束に背いたことで、私には躊躇の気持ちが強くなりました。そうではありますが、これも山田本県知事の説諭内容を体しての事であり、かつ、日本漆工会員荒木真弓氏が以前にこの旋盤機械について書かれたり、今回若松同業組合に交渉して下さった厚意に対して進退ここに極まりました。問答が往復している最中に、図らずも鈴木善次郎より手紙と電報が来しました。

### 35.鈴木善次郎財産差し押さえに逢う

手紙を見ると、先に松下悌吉と連帯した借財の返済が遅滞したために財産を差し押さえられ、そのほか債権者から厳しい督促を受けているので、この上は互いに破産するほか方法がありません。直ちに若松に帰ってくださいとの知らせでした。この急報を受けて、私はとても憂慮し、よんどころなく、横田伊三郎氏には国元で急用が出来ましたので、ひとまず帰国し、追って回答致しますとの書面を投函し、12日に京都を立って福島県に戻る途上に着きました。

### 36.山田知事に謁見

京都からの帰路、福島に廻り山田知事に面会して、京都で揉めた顛末を細々と具申して、至急同業組合との融和を図っていただきたい旨をお願いしました。知事からは、会津地方巡回の際に実地取り調べをして何らかの決定をしたいとの口頭通達だったので、将来に望みを掛けてひとまず若松に帰りました。

### 37.財産差し押さえ解除の奔走

若松に帰った翌日から財産整理に着手しました。当時は負債が多額に上り、中でも高利の借入が数十口あって容易に整理ができず、非常手段を取らなければ到底活路の見込みがありませんでした。ここに至って財産処分もやむを得ない状態に至りました。それなので、私と善次郎との両家の財産を売却し高利貸しの分の過半は返却して財産差し押さえの件は解除になりましたが、いまだに残りの借財を返却する策がありませんでした。

### 38.農工銀行設置につき資金借り入れの顛末

本県農工銀行開設につき同銀行からの資金借り入れを請求するために、耶麻郡役所に出願して石澤郡長に面会し、木地事業資金が欠乏しているので、農工銀行から借入し

たい旨を具申しました。同行頭取青木金次氏宛に事業の成果報告を出すので添書きを与えて頂きたい旨をお願いしました。それで、添書きを頂いて 19 日に福島に出かけ檜垣書記官を訪問しました。同官は速やかに面会して来意を質問されました。木地事業が困難なので、農工銀行からの資金借入をお願いするため福島に出てきましたと事情を細々申し上げたところ、同官は委細を承知され、銀行総務課長石川正夫氏にこれを照会されました。同氏から支配人渡邊松太郎氏に紹介してくださいました。私は同行に出かけ、渡辺氏及び貸付主任善方方助氏に対して資金借り入れの話をしました。善方氏としては、足下の事業の場合には未だ細かい点までは承知していませんが、本行から資金を貸与すべき程の事業ではないという意向でした。しかしながら、事業が完全なものであることを県庁において証明されたならば、貸与できる旨のお答えでした。私は、それならば県庁の証明を得ましようかと答え、直ちに檜垣書記官に面会して証明書の交付を願いました。同官が仰るには、速やかに交付しましょう。ついては、近日郡長会議を招集する予定ですので、近いうちに石澤郡長が県庁に来ます。その時に郡長に証明してもいい、その後知事の証明をお願いするのが適切でしょうとの内意を受けました。

### 39.石澤耶麻郡長に提出した証明願

#### 改良木地製造法証明願

私は、会津特用の産物である漆器の原料、椀木地の改良方法について数年来多額の私財を投じ、既に明治 28 年初めて南会津郡舘岩村大字熨斗戸字矢竹に水車機械を据え付け、同 29 年 2 月試験椀の精製品に従来の手挽の比較品、及び製造要員数の比較表を添えて県庁及び郡役所に報告申し上げました。明治 30 年 11 月耶麻郡檜原村字金山に第二工場を設置し、第二工場の試験椀の結果は郡長の実物検査を受けま

した。本年 5 月、京都における全国漆器漆共進会においては、四等賞を得ました。共進会出品説明書の写しの通り、簡易な改良機械で好結果を得ましたが。如何せん、資金欠乏をきたし非常に困難な状況に遭遇しております。そう致しましたところ、この度本県に農工銀行が設置されましたので、同行から資金借入れをお願い致したく、別紙、製造法及び収支計算書、その他付属書類に対し証明を下されたく、お願い申し上げます。

福島県耶麻郡駒形村大字窪一番地

明治 31 年 7 月 22 日 鈴木治三郎

福島県知事山田春三殿

#### 40.駒形村長の証明

書面の趣に相違がないことを証明します。

明治 31 年 7 月 26 日

耶麻郡駒形村長 石川丈八

#### 41.北山村長の証明

書面の趣に相違がないことを証明します。

明治 31 年 7 月 26 日

耶麻郡北山村外二ヶ村長 岩本 碧

#### 42.耶麻郡長の証明

書面の趣に相違がないことを証明します。

明治 31 年 7 月 27 日

福島県耶麻郡長 石澤兵吾

#### 43.漆器組合総代の意見書

##### 漆器原料改良機械、木地に関する意見書

- 1, 改良機械木地は明治 26 年に、耶麻郡駒形村大字窪の鈴木治三郎及び、北会津郡若松町大字七日町の漆器商鈴木善次郎が発明する際に、当漆器事業組合から初めて資金を貸与して大いに保護し、もっぱら助力しました。その後、両氏の苦難の結果、明治 28 年 2 月中に専売特許の栄誉を担う事が出来ました。明治 28 年 8 月中には、本県南会津郡舘岩村大字熨斗戸字矢竹に工場を設置し、製造に着手しました。同、29 年 6 月中には当業の中から漆器商委員 3 名を選抜して該当工場へ派遣し実験を行わせ、成功したことを確認しました。なお、一層注意を加えて遂行すれば、漆器原料に大変適した良好な器になることは断言出来ました。そうして、両鈴木氏は明治 28 年 2 月中に専売特許を得、更に改良を加え 30 年 6 月に再特許を得て、本県耶麻郡檜原村字金山に第二工場を設置し、同郡喜多方町の漆器商の補助金を得て事業を進行し、更に第三工場を設置し、新業開始しましたのを存じております。このように、機械木地が益々品質を高め、従来の手挽き木地と比較して第一に品質が優れており、加えて製造要員数を減らして、その結果価格が廉価になるので、将来もっとも有望な工場だと確信しております。また、31 年 7 月の京都市全国漆器漆共進会において、発明木地が特に賞杯を拝受しました。このようなわけで、我々漆器当業者組合中にて出資して補助するか、あるいは工場を増築して十分にすべきではありますが、現今金融が逼迫しているためその志を貫徹する事が出来ないことが最も遺憾な点であります。まさしく両鈴木氏がこの産業の為に数年来多額の資金を支出してどれほどの辛酸を嘗め、ようやく成功の域に達したものの、資金が欠乏して、



充分に拡張発展を図る事が出来ない状態であることは、陰ながら嘆かわしく憤慨するところです。このような状態ではありますが、漆器業の改良発達に重大利益を与えたことは、我々組合の確信するところでございます。ゆえに、この産業の遂行に力添えすることで、同時に岩越鉄道貫通が近いので運賃の違いも出てきますから、各府県への販路拡張は著しく明るい見通しとなります。以上、本組合の評議により将来有望な企業であることを確信するものであります。

北会津郡若松町漆器組合幹事

明治 31 年 7 月 15 日

鈴木利兵衛

鈴木久助

新城猪之吉

耶麻郡喜多方町総代

北見八郎平

梅本兵四郎

#### 44.農工銀行借入請求に対し担保品の借入の奔走

事業証明願の手続きは進みました。ところが、借入金に対する担保品を所持していません。そのため、既に売却した私の所有地を担保品にして借り入れ方を相談しました。

（高松浜吉ほか 12 名に売却した田畑反別 10 余町歩です。）彼らは、私の事業が困難なのを推察して担保の為に貸すことを承諾してくれました。これによって書類が完備し 8 月 4 日に銀行へ請求書を出しました。

#### 45.前田正名氏三度目の来若

前田氏は 8 月 15 日に若松に到着されました。私は旅館に訪問しました。同氏は、木地事業の現状を質問されました。機械は追々進歩しましたが会津において、この産業

の発達を図る道がありません、借財は益々かさみ財産は売り尽くし、目下農工銀行へ資金借り入れの奔走中だと答えました。前田氏は、会津地方に拡張の見込みがない上は他県の同業者に相談するべきではないかと説かれ、直ちに同氏から石川県輪島、和歌山県黒江、伊予桜井の三県に紹介状を発行されました。その解答には、機械を熟視した上でないと何とも申し上げようがありません云々（回答書写しは略す）とありました。しかしながら、私は財政困難の状況で機械を製造して実物を示す力が尽きていました。そのため、余儀なく他県との交渉は中止しました。

#### 46.再度の財産差し押さえ

農工銀行資金借り入れの為福島に出向いた際に、図らずも若松の某債主から9月3日に財産を差し押さえられました。それらの返金は銀行より借入金を以てこれに充てるのだから、福島に出向いて銀行に行き、貸付主任善方才助氏に面会して資金貸与の如何を尋ねました。善方氏が言われるには、目下調査中で、近いうちに銀行員を派遣し監査させるとのことでした。それなので、一時的に、他からの借り入れで財産差し押さえを解除する事が出来ました。

#### 47.農工銀行員出張

同月 17 日門奈銀行鑑定員が抵当地及び工場の査定のため出張されました。抵当地及び三か所の工場の査定を終えてお帰りになりました。

#### 48.農工銀行より資金借り入れ

11 月 15 日付で銀行から 3 千円貸与承諾の旨の通知がありました。それで 28 日に受取り、そのお金で負債を返却しました。しかしながら、始めに銀行に請求した金額は 1 万円だったのに 3 千円の貸与であったため旧借の全金返済には至りませんでした。

#### 49.秋田県阿部平蔵氏機械視察

12月19日秋田県雄勝郡川連村漆器同業組合から添状を持参して機械視察のため阿部平蔵氏が桧原に来られ、川連村に木地機械設置希望の趣きを述べられました。私は相応のご相談に応じましょうと答えました。平蔵氏は32年1月2日まで滞在し、機械については詳細に洩れなく調べて同業組合に相談するため帰県しました。

#### 50.阿部平蔵氏機械を模造する。

阿部氏が帰県後、模造機械を製造したという内密の通報がありました。それで、2月10日に出発し、秋田県川連村出向きました。途中、福島に下車し県庁の第4課に出頭して事業の結果を報告しました。同月15日に川連村に到着。同村の大館漆器同業組合頭取高橋久三氏を訪問しました。数時間わたり話した末、ついに阿部平蔵旋盤機械模造品云々の事に話が及びました。私は、これから彼の工場の取調べをしなければならぬので、高橋氏に対し案内をお願いしました。高橋氏は承諾しました。阿部平蔵の工場を見ると、果たして模造品がありました。幸いに、平蔵が工場に居りましたので、模造品を押収し高橋氏に対して組合員平蔵が機械を模造した不行届きを責めました。阿部氏の不行届きは頭取の知る所ではないと高橋氏は答えました。私は、先に大館漆器組合の視察員として阿部平蔵が桧原に来た時、副頭取の山内梅吉氏から私宛の書面を持参していました。私はそれを見てまさしく大館漆器組合の視察員であることを信じ、相応の待遇をいたしました。それにもかかわらず、このように彼が組合員として不行届きをいたしました時に、頭取である高橋氏はどのような処分をされるのか承りたいと申しました。高橋氏は副頭取の山内氏と話合いの上回答する旨を答えました。翌日、山内氏に会いました。山内氏は、阿部平蔵本院を取り調べた上で回答すべきとして阿部平蔵を呼び、私の眼前で取り調べました。平蔵が言うには、特許権がどうい

うものか知らなかったので、便利な機械なので製造して使用しましたが、構造上不完全で用を為しませんでしたと。山内氏は、大館同業組合同、阿部平蔵に代わって彼の不行届きを謝罪しますので、是非ご勘弁なさって下さいという旨を述べました。私は答えて、私が元々機械を発明したのは、漆器改良の志に他なりません。ですから模造品の不行届きを責めて漆器の進歩を妨げる考えはありません。ですから、組合同員の謝罪を受け入れ阿部平蔵の罪を許し、更に同業組合に対し完全な旋盤機械を一台寄付することで将来益々川連村の漆器改良を図ることを希望しますと述べました。組合同員は大いに喜び、私は直ちに国元から機械と職工 1 名を呼び寄せ機械据付けに従事しました。3 月 12 日に機械据付けが落成し試験運転しました。その結果はすこぶる良好でした。以上によって、川連村出発に際し、下記の領収書と若干の謝金を得ました。

領収書

特許第 2913 号

一、旋盤木地挽器械 一台

但し、柿の摺形付

右試験品として本組合へ寄付に相成り、正に領収致し候

使用の儀は 特許規則を遵守致すべし 依って領収証くだんのごとし

秋田県羽後国雄勝郡川連村

大館漆器同業組合

明治 32 年 3 月 14 日 頭取 高橋久三

旋盤木地挽器械

特許主

鈴木治三郎殿

薄謝 川連村大館漆器同業組合

## 51.福島県庁へ出頭

秋田県よりの帰路、同月 22 日県庁へ出頭し、鈴木第 4 課長に面会しました。秋田出張の件を詳細に申し上げました。課長が言うには、他県へ拡張するのは冗費が容易ではないので、むしろ会津において計画するのが得策であると説かれました。かつ、これを実行するには資金が必要であると感じるので、再度一応農工銀行に資金借入れ請求をして然るべきだとの意見を述べられました。実にその通りですが、私は既に事業拡張のために所有財産を減却してしまい、目下、充てるべき担保品に差支えが有ります。加えて、銀行借入れも一度借入れた後なので、この上は県庁において事業の完否を十分査定検討の上で特別の保護を与えて頂かないことには到底事が成るとは思えません。願わくは、至急査定をお願いいたします、と答えました。この時、鈴木課長は会津に出張のついでに査定することを承諾されました。

## 52.漆器業に係る意見書上申

かつて、奥羽 6 県連合事業大会に向けて木地改良に関する意見書を提出しました。今、その概要を挙げて県知事に上申したものが下記のごとくです。

官林選伐払下げに係る意見書

一、木地の主たる原料、ブナ、栃、朴の選伐払下げの特権を漆器業者に与えてくださるようその筋に建議する事。

理由

漆器業が振興するか否かは国家経済の消長に大いに関係があることは既に定論です。

しかしながら、本邦の現状を観察すると、この産業の振興についてははなはだ遺憾です。その原因は一つの上に止まりませんが、木地の好材料であるこれらの樹木を得ることが容易ではないことがあります。これらの樹木は、地方によっては特別に少ないことはないため、乱伐で薪炭に供してしまうことが年年歳歳実におびただしくあります。その弊害たるや、ついに一山を禿にすることが往々あるのはその通りです。薪炭の需要も、もとより必要なことは明らかではありますが、薪炭様に提供すべき好材料はかえってほかの諸種の樹木に存在します。しかし、払下げにする場合には、もとより樹種を問題にしませんので、ついには木地の原料を乏しくしてしまいます。そもそも森林乱伐の弊害は既に世の中の定説です。今、若し、これらの樹木選伐の特権を漆器業者にのみ与えたとしても、そのために気候の融和を害し、あるいは水源の枯渇や雨水氾濫を招いて山岳が崩壊するなどの弊害をきたすことはありません。また、薪炭その他の供給の源を枯絶することもあります。その一方においては、木地の好材料を豊かにし、引いてはこの産業の振興させる一大要因となる利点があると信じます。官は既にこの産業の振興に力点を置いています。それならば、この特権を当該業者に与えて産業を保護することは決して適切さを欠く事ではないでしょう。以上が建議申し上げる理由の概要です。

福島県耶麻郡駒形村大字窪一番地

明治 32 年 4 月 15 日 鈴木治三郎

福島県知事山田春三殿

### 53. 旋盤機械寄付願

4 月 24 日若松市漆器徒弟学校長後藤嘉宇太郎氏に面会し下記の願書を差し出しました。



申し上げます。

明治 32 年 5 月 24 日

若松市役所

鈴木治三郎殿

謹啓、突然で失礼致しますが、貴町の新発明の椀木地挽機械一台を購入致したく存じます。つきましては、お手数を掛けて恐れ入りますが、実費代価及び運送に要する外箱荷造料の予算をご通知頂きたく、この段ご依頼申し上げます。

石川県鳳志郡輪島

漆器同業組合長 加藤孫右衛門

若松市役所

御中

謹白

## 55.右答申

石川県輪島漆器同業組合長加藤孫右衛門氏からの照会があった、木地挽機械代価及び荷造料等の詳細を取り調べて提出して欲しいという照会の趣旨を了承しましたが、上記機械を他県に販売する件に付いては、当会津特産の漆器業者に対し得失が色々あり、地方の世論もあります。既に、昨年京都における全国漆器漆共進会開設に際して、私は参考品として機械の出品を希望し、委員の渡部本県属に手続き請求しましたが、思いがけず、若松町からの出品審査員である、高瀬栄作評議員、新城伊之吉出品総代、上野八郎等から出品の可否について異論百出して、終に山田知事の裁定を仰ぐに至りました。上記機械は漆器業者に大変大きな関係



があることから、地方特産漆器の得失に大影響を及ぼすので、参考品出品を見合わせるよう知事の懇切な説諭もありました。それ故に、出品はおろか他県への販売も見合わせました。もしも販売するにしても、鋳物の部分は当地から送付するけれども、木製の部分は現地製造にするのが得策でしょう。機械据え付けに至っては、多少の教授を要しますが、一方書面では解りにくいので、いずれ帰町の上市役所に出頭して事情を詳細に申し上げたく、取り敢えず上記答申申し上げます。

32 年 5 月 27 日

鈴木治三郎

若松市役所

御中

#### 56.福島県庁へ木地工場実査願

7 月 31 日県庁へ下記の願書を差し出しました。

漆器原料木地製造工場実査願

不肖私は、積年漆器の改良進歩を希求して何度か各地の現状を視察し、苦心焦燥しておりました。以前から木地の改良を研究しておりまして、我が会津地方が他県に比べてこの産業に係る原料の豊富さと工賃が安いことで前途廣大に有望であると信じております。加えて、私の発明による木地製造所設置については、地方の役所においても特に保護して頂き、すでに本年 4 月 15 日を以てこの業に関し、将来持続の意見書を上申申し上げましたので、願わくば、耶麻郡檜原村に設置した第二、第三両製作所の完否を監査の上、この業に対して特に保護奨励を与えられるよう希望いたします。

32 年 7 月 31 日      鈴木治三郎

福島県知事   山田春三殿

## 57.石川四課属官が木地工場監査として出張の通知

8月6日同官の通達があり、8日に檜原村へ出張されました。私は案内をしました。随行したのは、若松市立漆器徒弟学校長後藤嘉宇太郎氏、喜多方町漆器同業者北見八郎平、佐藤平次郎（北見八郎平は第三工場設置につき非常に尽力された人、佐藤平次郎は第二工場の製品販売者です）。翌日9日に檜原に着き第二第三両工場をかんっされました。漆器業者にこの上なく大きな関係がある事業なので、将来益々勉励するよう諭されました。監査後、石川属官と後藤校長は、両工場の職工はむろん、そのほかの旧式の木地挽職を招集し漆器の将来に係る極めて大切な講話をされ、職工一同が大いに奮励する土台となりました。

## 58.早稲沢木地職工子弟に教育の必要を感じる

すでに、第三工場を早稲沢